

## 浜松市障がい者相談支援事業連絡会実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市障がい者相談支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項第1号及び第2号の規定に基づき配置する職員等が連携を図ることにより、浜松市障がい者相談支援事業(以下「事業」という。)の実施に必要な情報を共有するとともに、職員等が事業の実施に係る知識技術の向上を図るためその他事業の円滑な運営のために設置する浜松市障がい者相談支援事業連絡会(以下「連絡会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (内容)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 事業の実施に必要な情報の収集及び提供
- (2) 浜松市障がい者自立支援連絡会(浜松市障がい者自立支援連絡会実施要綱に基づき設置するものをいう。)の運営に必要な連絡調整
- (3) 事業の実施に係る構成員(次条に定める構成員をいう。以下同じ。)の知識技術の向上のための研修等
- (4) 事業の実績の集計及び傾向分析並びにその整理
- (5) 事業に関する広報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に必要な活動

2 構成員は、前項各号に掲げる事項の運営にあたり、相互に協力するものとする。

### (構成員等)

第3条 連絡会の構成員は、要綱第5条第1項第1号及び第2号に規定する職員とする。

2 前項に定めるもののほか、浜松市障がい者基幹相談支援センター事業事務処理要領第7条各項に規定する職員を連絡会の陪席者とすることができる。

### (役員を選任)

第4条 連絡会に役員として代表1人及び副代表4人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 役員は、連絡会の事務局を兼ねる。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任することができる。

### (役員職務)

第5条 代表は、連絡会の事務を掌理し、連絡会を代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐するとともに、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 役員は、連絡会を開催したとき、構成員と協力して議事録を作成し、次回開催日の前日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業の所管課に提出するものとする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、構成員の2分の1以上の承認を得て別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。